羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提案理由

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の一部改正に伴い、手数料の改定、新設その 他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改める。

別表 2 の項中「法第 6 条第 5 項又は第 18 条第 4 項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する確認の申請又は計画の通知」を「法第 6 条の 3 第 1 項ただし書又は第 18 条第 4 項ただし書の規定による審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行う確認の申請又は計画の通知」に改め、同表 3 の項中「第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 16 項」に改め、同表 4 の項中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 19 項」に改め、同表 5 の項中「第 7 条の 6 第 1 項第 1 号」の次に「又は第 2 号」を加え、「第 18 条第 22 項第 1 号」を「第 18 条第 24 項第 1 号又は第 2 号」に、「承認」を「認定」に改め、同表中 53 の項を 54 の項とし、52 の項の次に次のように加える。

53	建築基準法施行令第 137 条の 16 第 2 号の規定による認定の	附表 8 に掲
	申請	げる額

別表附表1中

Γ

33,000円(構造計算適合性判定(法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を
いう。以下同じ。)を要するものにあっては 36,300円)
44,000円(構造計算適合性判定を要するものにあっては47,300円)
60,000円(構造計算適合性判定を要するものにあっては63,300円)
87,000円(構造計算適合性判定を要するものにあっては90,300円)
116,000円(構造計算適合性判定を要するものにあっては119,300円)
275,000円(構造計算適合性判定を要するものにあっては278,300円)
470,000円(構造計算適合性判定を要するものにあっては 473,300円)
730,000円(構造計算適合性判定を要するものにあっては733,300円)

」を

Γ

33,000円
44,000円
60,000円
87,000円

116,000 円
275,000円
470,000 円
730,000 円

」に

改める。

別表附表2の表を次のように改める。

構造計算適合性審查手数料表

床面積の合計	金額
200 平方メートル以下のもの	117, 100 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	140,000円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	162,800円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	185,700円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	221,900円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	294,700 円
50,000 平方メートルを超えるもの	541,300円

別表附表 2 備考 1 の(1)中「構造計算適合性判定」を「構造計算適合性審査」に改め、「と みなす。」の次に「(2)において同じ。」を加え、同表備考 1 の(2)中「構造計算適合性判定」 を「構造計算適合性審査」に改め、同表備考 2 を削る。

別表附表 3 の 1 中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 19 項」に改め、同表備考 1 中「附表 1 備考 1」の次に「((4)を除く。)」を加え、同表 2 中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 1 9 項」に改め、同表備考 1 中「附表 1 備考 1」の次に「((4)を除く。)」を加える。

別表附表 5 備考 1 の(1)中「一の建築物」を「1 の建築物」に、「の場合」を「を申請する場合」に改める。

別表附表7の次に次の1表を加える。

附表 8

移転認定申請手数料表

床面積の合計	金額
100 平方メートル以下のもの	27,000円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	36,000円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	49,000円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	70,000円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	93,000円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	220,000円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	377,000円
50,000 平方メートルを超えるもの	584,000円

備考 「床面積の合計」とは、当該移転に係る部分の床面積とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(確認、検査等の証明及び証明の手数料)

12条第8項の台帳に記載された事項について証 明をすることができる。

新

- 2 省略
- 第 8 条~第 10 条 省略 附 則 省略

別表(第6条関係)

項	区分	金額
1	省略	
2	法第6条の3第1項ただし	省略
	書又は第18条第4項ただ	
	し書の規定による審査	
	(以下「構造計算適合性	
	審査」という。)を行う	
	確認の申請又は計画の通	
	<u>知</u>	
3	法第7条第1項の規定によ	省略
	る完了検査の申請(以下	
	「完了検査の申請」とい	
	う。)又は法 <u>第18条第16</u>	
	<u>項</u> の規定による工事を完	
	了した旨の通知(以下	
	「工事を完了した旨の通	
	知」という。)	
4	法第7条の3第2項の規定	省略
	による中間検査の申請	
	(以下「中間検査の申	
	請」という。)又は法 <u>第</u>	
	<u>18条第19項</u> の規定による	
	特定工程に係る工事を終	
	えた旨の通知	
5	法第7条の6第1項第1号 <u>又</u>	省略
	は第2号(法第87条の2並	
	びに第88条第1項及び第2	
	項において準用する場合	
	を含む。)及び <u>第18条第</u>	
	<u>24項第1号又は第2号</u> (法	
	第87条の2並びに第88条	
	第1項及び第2項において	
	準用する場合を含む。)	
	の規定による認定の申請	

(確認、検査等の証明及び証明の手数料)

第7条 市長は、申請があった場合には、法 $\underline{\hat{\mathbf{x}}}$ | 第7条 市長は、申請があった場合には、法 $\underline{\hat{\mathbf{x}}}$ 12条第7項の台帳に記載された事項について証 明をすることができる。

旧

- 2 省略
- 第 8 条~第 10 条 省略 附 則 省略

即主(笛6冬間核)

別	別表(第6条関係)				
	項	区分	金額		
	1	省略			
	2	法第6条第5項又は第18条	省略		
		第4項の規定による構造			
		計算適合性判定(以下			
		「構造計算適合性判定」			
		という。)を要する確認			
		の申請又は計画の通知			
	3	法第7条第1項の規定によ	省略		
		る完了検査の申請(以下			
		「完了検査の申請」とい			
		う。)又は法 <u>第18条第14</u>			
		<u>項</u> の規定による工事を完			
		了した旨の通知(以下			
		「工事を完了した旨の通			
		知」という。)			
	4	法第7条の3第2項の規定	省略		
		による中間検査の申請			
		(以下「中間検査の申			
		請」という。)又は法 <u>第</u>			
		<u>18条第17項</u> の規定による			
		特定工程に係る工事を終			
		えた旨の通知			
	5	法第7条の6第1項第1号	省略		
		(法第87条の2並びに第88			
		条第1項及び第2項におい			
		て準用する場合を含			
		む。)及び <u>第18条第22項</u>			
		第1号(法第87条の2並び			
		に第88条第1項及び第2項			
		において準用する場合を			
		含む。)の規定による <u>承</u>			
		認の申請			

6 ~ 52	省略	
<u>53</u>	建築基準法施行令第137 条の16第2号の規定によ	<u>附表8に掲</u> げる額
	る認定の申請	<u>.,, </u>
<u>54</u>	省略	

備考 省略

附表1

確認申請手数料表

床面積の合計	金額
省略	33,000円
省略	44,000円
省略	60,000円
省略	87,000円
省略	116,000円
省略	275,000円
省略	470,000円
省略	730,000円

備考 省略

附表2

構造計算適合性審査手数料表

床面積の合計	<u>金額</u>
200平方メー	117, 100円
<u>トル以下のも</u>	
<u></u>	

6 ~ 52	省略
<u>53</u>	省略

備考 省略

附表1

確認申請手数料表

床面積の合計	金額		
省略	33,000円(構造計算適合性 判定(法第6条第5項に規定 する構造計算適合性判定を いう。以下同じ。)を要す るものにあっては36,300 円)		
省略	44,000円(構造計算適合性 判定を要するものにあって は47,300円)		
省略	60,000円(構造計算適合性 判定を要するものにあって は63,300円)		
省略	87,000円(構造計算適合性 判定を要するものにあって は90,300円)		
省略	116,000円(構造計算適合性 判定を要するものにあって は119,300円)		
省略	275,000円(構造計算適合性 判定を要するものにあって は278,300円)		
省略	470,000円(構造計算適合性 判定を要するものにあって は473,300円)		
省略	730,000円(構造計算適合性 判定を要するものにあって は733,300円)		

備考 省略

附表2

構造計算適合性判定手数料表

床面積の合計	構造計算の方法	<u>金額</u>
200平方メー	大臣認定プログ	88,700円
トル以下のも	<u>ラム</u>	
<u>の</u>	大臣認定プログ	<u>117, 100</u>
	ラム以外の方法	<u>円</u>

200平方メー	140,000円
トルを超え	
500平方メー	
トル以下のも	
<u>Ø</u>	
500平方メー	162,800円
トルを超え	
1,000 平方メ	
ートル以下の	
<u>₹0</u>	
1,000平方メ	185,700円
ートルを超え	
2,000 平方メ	
<u>ートル以下の</u>	
<u>もの</u>	
2,000 平方メ	221,900円
<u>ートルを超え</u>	
10,000平方メ	
<u>ートル以下の</u>	
<u>もの</u>	
10,000平方メ	294, 700円
<u>ートルを超え</u>	
50,000平方メ	
<u>ートル以下の</u>	
<u>もの</u>	
50,000平方メ	541, 300円
<u>ートルを超え</u>	
<u> るもの</u>	

備考

1 省略

- (1) 確認の申請又は計画の通知をする場合 当該<u>構造計算適合性審査</u>に係る1の建築物ごと(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。(2)において同じ。)の床面積
- (2) <u>構造計算適合性審査</u>を要する確認の 申請又は計画の通知に係る確認済証の交 付を受けた建築物の計画を変更して建築 物を建築し、又は大規模の修繕若しくは 大規模の模様替をする場合 当該構造計

200平方メー	大臣認定プログ	100, 100
トルを超え	ラム	円
500平方メー	 大臣認定プログ	140, 000
トル以下のも	ラム以外の方法	円
<u></u>	<u> </u>	14
500平方メー	大臣認定プログ	111,600
トルを超え	<u>ラム</u>	<u>円</u>
1,000 平方メ	大臣認定プログ	162,800
<u>ートル以下の</u>	ラム以外の方法	<u>円</u>
<u>もの</u>		
1,000平方メ	大臣認定プログ	123,000
<u>ートルを超え</u>	<u>ラム</u>	<u>円</u>
2,000 平方メ	大臣認定プログ	<u>185, 700</u>
<u>ートル以下の</u>	ラム以外の方法	<u>円</u>
<u>もの</u>		
2,000平方メ	大臣認定プログ	139,600
<u>ートルを超え</u>	<u>ラム</u>	<u>円</u>
10,000平方メ	大臣認定プログ	221, 900
<u>ートル以下の</u>	<u>ラム以外の方法</u>	<u>円</u>
<u>もの</u>		
10,000平方メ	大臣認定プログ	<u>176, 000</u>
ートルを超え	<u>ラム</u>	<u>円</u>
50,000平方メ	大臣認定プログ	294, 700
<u>ートル以下の</u>	ラム以外の方法	<u>円</u>
<u>もの</u>		
50,000平方メ	大臣認定プログ	297, 600
ートルを超え	<u>ラム</u>	<u>円</u>
<u> </u>	大臣認定プログ	<u>541, 300</u>
	ラム以外の方法	<u>円</u>

備考

1 省略

- (1) 確認の申請又は計画の通知をする場合 当該構造計算適合性判定に係る1の建築物ごと(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。)の床面積
- (2) <u>構造計算適合性判定</u>を要する確認の 申請又は計画の通知に係る確認済証の交 付を受けた建築物の計画を変更して建築 物を建築し、又は大規模の修繕若しくは 大規模の模様替をする場合 当該<u>構造計</u>

算適合性審査に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

附表3

完了検査申請等手数料表

1 中間検査の申請又は法<u>第18条第19項</u>の規定 による特定工程に係る工事を終えた旨の通知 に対する審査を受けていない場合

表 省略

備考

- 1 附表1備考1<u>((4)を除く。)</u>の規定は、こ の表について適用する。
- 2 省略
- 2 中間検査の申請又は法<u>第18条第19項</u>の規定 による特定工程に係る工事を終えた旨の通知 に対する審査を受けている場合

表 省略

備考

- 1 附表1備考1<u>((4)を除く。)</u>の規定は、こ の表について適用する。
- 2 省略

附表4 省略

附表5

全体計画認定申請手数料表

表 省略

備考

- 1 省略
 - (1) 法第86条の8第1項の規定による全体 計画の認定を申請する場合 当該全体 計画に係る1の建築物の床面積
 - (2) 法第86条の8第3項の規定による全体 計画の変更の認定(以下「全体計画変更 認定」という。)<u>を申請する場合</u> 次に 掲げる床面積を合算した面積
- 2 省略

附表6・附表7 省略

<u>附表8</u>

移転認定申請手数料表

算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

2 「大臣認定プログラム」とは、法第20条 第2号イに規定するプログラム又は同条第 3号イに規定するプログラムをいう。

附表3

完了検査申請等手数料表

1 中間検査の申請又は法<u>第18条第17項</u>の規定 による特定工程に係る工事を終えた旨の通知 に対する審査を受けていない場合

表 省略

備考

- 1 附表1備考1の規定は、この表について適用する。
- 2 省略
- 2 中間検査の申請又は法<u>第18条第17項</u>の規定 による特定工程に係る工事を終えた旨の通知 に対する審査を受けている場合

表 省略

備考

- 1 附表1備考1の規定は、この表について適用する。
- 2 省略

附表4 省略

附表5

全体計画認定申請手数料表

表 省略

備考

- 1 省略
 - (1) 法第86条の8第1項の規定による全体 計画の認定を申請する場合 当該全体 計画に係る<u>一の建築物</u>の床面積
 - (2) 法第86条の8第3項の規定による全体 計画の変更の認定(以下「全体計画変更 認定」という。)<u>の場合</u> 次に掲げる床 面積を合算した面積
- 2 省略

附表6・附表7 省略

1	
床面積の合計	<u>金額</u>
100平方メートル以下のもの	27,000円
100平方メートルを超え200平	36,000円
<u>方メートル以下のもの</u>	
200平方メートルを超え500平	49,000円
<u>方メートル以下のもの</u>	
500平方メートルを超え1,000	70,000円
平方メートル以下のもの	
1,000平方メートルを超え	93,000円
2,000平方メートル以下のもの	
2,000平方メートルを超え	220,000円
10,000平方メートル以下のも	
<u>Ø</u>	
10,000平方メートルを超え	377,000円
50,000平方メートル以下のも	
<u>Ø</u>	
50,000平方メートルを超える	584,000円
<u> </u>	

備考 「床面積の合計」とは、当該移転に係 る部分の床面積とする。